

子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）の整備に係る基本的事項

1 建設地の概要

- (1) 建設地 山梨県甲府市住吉二丁目地内（中小河原職員宿舎及び住吉合同庁舎跡地、現山梨県職員研修所敷地）
- (2) 敷地面積 約14,300㎡（詳細な数値については、今後の測量による。）
- (3) 地域地区 都市計画区域の第一種住居地域  
市街化区域  
建ぺい率 60% 容積率 200%
- (4) 敷地の状態
- ① 位置 JR身延線「甲斐住吉駅」より徒歩2分  
JR中央本線「甲府駅」より車で20分程度  
山梨交通バス「甲府職業安定所」停留所より徒歩1分
- ② 周辺環境 国道20号線甲府バイパス「中小河原」交差点を500m北上した場所にある。  
敷地周辺は主に低層住宅が立地している。
- ③ 敷地の状態 現状、山梨県職員研修所を除いて更地となっており、山梨県職員研修所については、平成29年度中に解体予定
- ④ 設備の概要 電気 東京電力(株)等  
電話 NTT東日本等  
上水 上水道  
下水 下水道処理区域  
ガス 都市ガス
- ⑤ 地質の概要 別途地質調査を実施する予定
- ⑥ その他 都市計画法に基づく開発協議については不要であることを確認済み  
進入道路については、建築基準法第43条第1項ただし書きの規定に基づく許可が必要

2 工事の概要・規模等

(1) 基本的な考え方

子どもの心のケアに係る総合拠点（仮称）整備基本構想をもとにした施設・拠点を整備する。

○整備基本構想の基本理念・コンセプト

安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図るため、全国に先んじた高度で専門的な医療を提供するとともに、相談や心理ケア、学校教育などの総合的な支援を行う、子どもの心のケアに係る総合拠点を整備し、高度で先進的な支援体制を構築する。

- ・こころの発達総合支援センター、児童心理治療施設、中央児童相談所を一体的に整備し、子どもの心のケアに係る総合拠点とする。
- ・それぞれの施設の機能を拡充・強化するとともに、機能を連携させて、一体的な整備によるメリットを活かし、先進的で効果の高い医療・支援を行う。
- ・総合拠点を中心に子どもの心のケアに係る全県的な支援ネットワークの構築を図る。

※児童心理治療施設は、児童福祉法第43条の2に規定される情緒障害児短期治療施設のこととする。

### (2) 工事概要

敷地内に下記(ア)の建物を整備し、(イ)の工事を行う。

#### (ア) 整備する施設の規模

施設	構造	延床面積	備考
こころの発達総合支援センター	RC造	約 1,650 m <sup>2</sup>	既存施設の移転整備
児童心理治療施設	RC造	約 1,650 m <sup>2</sup>	新設
中央児童相談所	RC造	約 1,800 m <sup>2</sup>	既存施設の移転整備
特別支援学校	RC造	約 1,100 m <sup>2</sup>	新設
体育館	S造	約 300 m <sup>2</sup>	新設
合 計		約 6,500 m <sup>2</sup>	

#### (イ) その他の工事

運動場整備(約 800 m<sup>2</sup>)、外構工事、植栽工事、駐車場(駐車場約 220 台程度(職員用 130 台程度、来客用 90 台程度)、駐輪場 40 台程度(職員用 20 台程度、来客用 20 台程度)、周辺住民用の通路確保

### (3) 想定工事費

上記(ア)、(イ)の工事費は 27 億円を上限とする。

### 3 想定スケジュール

年度	H28			H29												H30												H31																																							
月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																														
調査・設計					← 基本・実施設計(13か月) →																																																														
工事																																																																			